

2020 年 4 月 16 日

日レセソフトご利用医療機関 各位

(株) エネルギア・コミュニケーションズ

日レセサポート担当 横谷

電話：0120-957-706

新型コロナウイルス感染症に対する算定について

新型コロナウイルス感染症への診療報酬の対応について、令和 2 年 4 月 14 日付で厚労省より「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その 11）」が通達されました。

疑義解釈になっておりますので、ご確認ください。

- 「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その 11）」の参照先
以下の URL よりご参照いただけます。

<https://www.mhlw.go.jp/content/000621620.pdf>

令和 2 年 4 月 10 日付で厚労省より「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その 10）」が通達されました。

以下に抜粋した内容を記載しておりますが、上記（その 10）の通達より以前に厚労省から通達のあった内容から変更になっている項目も御座います。算定される医療機関様は「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その 10）」をご参照の上、算定していただきます様、お願い致します。

- 「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その 10）」の参照先
以下の URL よりご参照いただけます。

<https://www.mhlw.go.jp/content/000620995.pdf>

1. 初診から電話や情報通信機器を用いた診療をする場合の算定

（1）算定可能な点数 ※2020 年 4 月 10 日から

診療行為コード	名称	点数
111013850	初診料（新型コロナウイルス感染症・診療報酬上臨時的取扱）	214 点

処方	算定内容
院内	調剤料・処方料・調剤技術基本料・薬剤
院外	処方箋料

(2) 注意点

- ・初診から対面診療ではないため、電話・情報通信機器での診療に対する留意点がある。
- ・処方 は 7 日間が上限となる。
- ・処方可能な薬剤に制限がある。
※麻薬、および、向精神薬、薬剤管理指導料 1 の対象薬剤は処方不可です。
- ・都道府県への報告が必要です。(項番 3 をご参照)

2. 二度目以降の診療を電話や情報通信機器を用いて実施する場合の算定

(1) 算定可能な点数 ※2020年4月10日から

診療行為コード	名称	点数
112007950	電話等再診料	73 点

処方	算定内容
院内	調剤料・処方料・調剤技術基本料・薬剤
院外	処方箋料

(2) 算定可能な点数(該当する患者様のみ) ※2020年4月10日から

診療行為コード	名称	点数
113032850	慢性疾患の診療(新型コロナウイルス感染症・診療報酬上臨時的取扱)	147 点

※月 1 回に限り算定可能。

※「慢性疾患の診療：147 点」に置き換わる管理料は、以下のとおりです。

- ・特定疾患療養管理料
- ・小児科療養指導料
- ・てんかん指導料
- ・難病外来指導管理料
- ・糖尿病透析予防指導管理料
- ・地域包括診療料
- ・認知症地域包括診療料
- ・生活習慣病管理料

(3) 算定可能な点数(該当する患者様のみ)

- ・在宅療養指導管理料
- ・在宅療養指導材料加算

(4) 注意点

- ・診療に関する要件がある。

3. 都道府県への実施状況の報告

項番 1 に該当する患者、および、項番 1 に該当する患者で、さらに再診（電話・情報通信機器を利用）を行った場合、実施状況を「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その 10）」の「別添 1」の様式により、都道府県へ毎月報告をします。

4. 処方箋の備考欄コメント記載

患者様が薬局からの電話や情報通信機器による服薬指導を希望した場合、処方箋の備考欄に「0410 対応」と記載する。

ORCA では「診区：.980 コメント（処方せん備考）」にて、フリーコメントで入力します。

「21 診療行為」入力（例）

診区	入力コード	名称	数量・点数
98	.980	* コメント（処方せん備考）	
	810000001	0 4 1 0 対応	

5. 算定の注意点と補足

- ・医師により、電話や情報通信機器を用いた診療を行った場合に算定可能です。
- ・上記内容は 4 月 1 0 日から算定する内容です。

※ 4 月 9 日までは「項番 7」の内容で算定します。

6. 新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その 9）

令和 2 年 4 月 8 日付で厚労省より「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その 9）」が通達されました。

- 「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その 9）」の参照先
以下の URL よりご参照いただけます。

<https://www.mhlw.go.jp/content/000620202.pdf>

（1）院内トリアージ実施料の算定

- ・感染予防策

令和 2 年 3 月 1 7 日付の厚労省資料「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）診療の手引き・第 1 版」に従い、院内感染予防策等に留意した対応を行います。

- 「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）診療の手引き・第 1 版」の参照先
以下の URL よりご参照いただけます。

<https://www.mhlw.go.jp/content/000609467.pdf>

(2) 算定可能な点数

診療行為コード	名称	点数
113013710	院内トリアージ実施料	300 点

(3) 新型コロナウイルス感染症のための要件緩和

本来の院内トリアージ実施料を算定する要件には届出や実施時間の制約等がありますが、新型コロナウイルス感染症の対応のために、要件が緩和されています。

①特例処置の内容（時限付き緩和）

- ・届出が無くても算定可能です。
- ・受診時間帯の要件はない。

②対象患者

新型コロナウイルス感染症（疑いも含む）で下記いずれかの点数を算定する患者

- ・初診料の算定患者（救急車で搬送された患者は除く）
- ・小児科外来診療料（初診時）の算定患者

③算定要件

- ・来院後、速やかに院内トリアージが実施された場合に算定する。
- ・来院後、速やかに患者の状態を評価し、患者の緊急度区分に応じて診療の優先順位付けを行う院内トリアージを実施する。
- ・診療録等にその旨を記載する。
- ・夜間休日救急搬送医学管理料との併算定は不可。
- ・院内トリアージを行う際は、患者、または、その家族に対して十分にその趣旨を説明する。

④注意事項

本来の院内トリアージ実施料の要件を考慮する必要があります。

院内トリアージ実施料の算定について、メディカルサポートシステムズの細谷先生がまとめておられますので、そちらもご参照ください。

○メディカルサポートシステムズの参照先

以下の URL よりご参照いただけます。

<http://www.medsus.jp/>

7. 新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて

(1) 処方箋の交付

慢性疾患等を有する定期受診患者等に電話や情報通信機器を使用して診療し医薬品の処方を行い、患者が希望する薬局に対して、ファクシミリ等で処方箋情報を送付した場合、電話等再診料と処方箋料（およびその加算）が算定可能です。

その場合は、診療録にファクシミリ等で送付した送付先を記録する事、処方箋の原本を薬局へ届ける事が必要となります。

(2) 管理料の算定 ※2020年4月1日から2020年4月9日まで

上記、電話等の診察時において、以下管理料（情報通信機器を用いた場合）の100点が算定可能です。（オンライン診療の届出不要）

診療行為コード	名称	点数
113029010	特定疾患療養管理料（情報通信機器）	100 点
113029510	小児科療養指導料（情報通信機器）	100 点
113029610	てんかん指導料（情報通信機器）	100 点
113029710	難病外来指導管理料（情報通信機器）	100 点
113030910	糖尿病透析予防指導管理料（情報通信機器）	100 点
113031310	地域包括診療料（情報通信機器）	100 点
113031410	認知症地域包括診療料（情報通信機器）	100 点
113031510	生活習慣病管理料（情報通信機器）	100 点

※通常の点数ではなく「情報通信機器を用いた場合の点数：100 点」となります。

(3) システム管理マスタ「1006 施設基準情報」の設定

上記管理料の「情報通信機器を用いた場合」100点を算定するには、事前に施設基準の設定が必要になります。

- ①ORCA の業務メニュー画面から「91 マスタ登録」ボタンを押下し「101 システム管理マスタ」ボタンを押下します。
- ②「管理コード」欄より「1006 施設基準情報」を選択し、現在有効の期間「有効終了年月日：99999999」の番号を選択します。
- ③「選択コード」欄へ「3524」を入力し、<Enter>キーを押下します。
- ④「3524：オンライン診療料」のフラグに「1」を入力し、<Enter>キーを押下します。
- ⑤「F12 確定」ボタンを押下します。

以上